

2. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入140万円の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

$$\text{軽減判定所得} = \begin{array}{ccccccc} & \text{年金収入} & & \text{公的年金控除※1} & & \text{特別控除※2} & \\ = & 140\text{万円} & - & 120\text{万円} & - & 15\text{万円} & = \underline{5\text{万円}} \end{array}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

※2 65歳以上の方で、年金所得がある場合は、15万円の特別控除があります。

軽減判定所得（5万円）が7.75割軽減判定基準額（33万円）より低いため、被保険者均等割額（47,200円）の7.75割を軽減します。

$$\text{○被保険者均等割額} = \{47,200\text{円} - (47,200\text{円} \times \underline{0.775})\} = \underline{10,600\text{円} \cdot \cdot \text{A}}$$

(100円未満切り捨て)

(2) 所得割額

$$\text{賦課のもととなる所得金額} = \begin{array}{ccccccc} & & & & & \text{基礎控除※2} & \\ & & & & & \text{公的年金控除※1} & \\ = & 140\text{万円} & - & 120\text{万円} & - & 33\text{万円} & = 0\text{円} \end{array}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

※2 基礎控除が33万円あります。

$$\text{○所得割額} = 0\text{円 (賦課のもととなる所得金額)} \times 8.98\% = \underline{0\text{円} \cdot \cdot \text{B}}$$

(3) 保険料額

$$\text{○保険料額} = 10,600\text{円 (A)} + 0\text{円 (B)} = 10,600\text{円}$$

(月額 約883円)